

障害児通所支援及び障害児入所支援に係る利用者負担額の減免に
関する取扱要綱

(総則)

第1条 障害児通所支援及び障害児入所支援に要する費用を負担することが困難である者に係る利用者負担額の減免については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 費用負担者 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の7の規定により本市の通所給付決定を受け、障害児通所給付費の支給を受ける障害児の保護者

イ 法第24条の3の規定により本市の入所給付決定を受け、障害児入所給付費の支給を受ける障害児の保護者

(2) 利用者負担額 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 前号アに掲げる者について障害児通所支援に要した費用から法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用、同条第2項の規定による障害児通所給付費、法第21条の5の12に規定する高額障害児通所給付費及び法第21条の5の29第1項の規定による肢体不自由児通所医療費を控除した額

イ 前号イに掲げる者について障害児入所支援に要した費用から法第24条の2第1項に規定する入所特定費用、同条第2項の規定による障害児入所給付費、法第24条の6に規定する高額障害児入所給付費及び法第24条の20第2項の規定による障害児入所医療費を控除した額

(3) 収入額 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の要否及び程度決定に際して認定する収入の額をいう。

(4) 生活保護基準額 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準額の総額をいう。

(減免の対象者)

第3条 減免の対象者は、次のいずれかに該当する費用負担者とする。

(1) 失職等により収入額が著しく減少し、生活保護基準額に利用者負担額を

加えた額に満たない場合

(2) 負傷又は疾病のため療養を必要とし、当該療養に要した費用のうち市長が認定した額を収入額から控除した額が、生活保護基準額に利用者負担額を加えた額に満たない場合

(3) 火災、風水害その他の災害又は盗難により容易に回復し難い損害を受け、その損害額のうち市長が認定した額を収入額から控除した額が生活保護基準額に利用者負担額を加えた額に満たない場合

(減免額)

第4条 利用者負担額の減免の額は、次に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 収入額が生活保護基準額以下であるとき 全額

(2) 収入額が生活保護基準額を超えるとき

利用者負担額 - (収入額 - 生活保護基準額)

(職権による免除)

第5条 市長は、費用負担者が第3条各号のいずれかに該当し、かつ、前条第1号に該当することが明らかな場合において、当該費用負担者が児童福祉法施行取扱規則（平成13年横須賀市規則第88号）第2条の4第1項（第3条の5において準用する場合を含む。）の規定による申請をすることができない特別の理由があると認めるときは、職権により当該費用負担者に係る費用負担金を免除することができる。

(減免の期間)

第6条 減免する期間は、申請日の属する月の翌月から当該年度の末日までとする。

(減免の取消し)

第7条 減免の承認を受けた費用負担者は、減免の理由が消滅したときは、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の申出を受けたとき又は費用負担者が虚偽の申請により減免を受けていることが判明したときは、法第21条の5の9及び法第24条の4の規定に基づき、減免の承認を取り消すことができる。

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局福祉部長及びこども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。